

生 少 女 甲 達 第 7 号
令 和 2 年 3 月 4 日

〔 改正 令和 4 年 3 月 1 8 日 〕
警 務 甲 達 第 1 2 号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

少年サポートセンター運営要綱の制定について

少年サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）は、平成11年3月より少年課（現少年女性安全課）に設置され、非行少年、被害少年等の立ち直り、非行の未然防止等、専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすことを目的として運営しているところである。

しかし、近年、非行少年や不良行為少年は減少しているものの、児童虐待事案やSNS等に起因する児童ポルノ・性的被害の増加など、少年問題に関する情勢は深刻かつ複雑化してきている。

こうした情勢を踏まえ、専門的な知識と技能を有する県下の少年補導職員を少年サポートセンターに集中配置し、非行少年及び被害少年への支援等を強化するため、別添のとおり「少年サポートセンター運営要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、令和2年3月16日より実施することとした。留意事項については下記のとおりであるので、その効果的な運営に誤りのないようされたい。

なお、福井少年サポートセンター運営要綱の制定について（平成24年生少甲達第17号）は、令和2年3月15日をもって廃止する。

記

第1 留意事項

1 サポート活動（要綱第5関係）

サポートセンターの行うサポート活動とは、少年相談活動、街頭補導活動等を行う過程において、保護者等から少年の非行問題等の解決又は犯罪等の被害による痛手からの回復のための援助依頼を受けた少年補導職員が、当該少年、保護者等に対し、継続的かつ計画的に専門的見地からの助言及び指導をしながら保護者等とともに、当該少年の立ち直りを図っていく継続補導及び継続的な支援活動をいう。このサポート活動は、保護者等の同意を得て行うものであり、かつ、保護者等と協力しながら行う活動であることを充分理解し、意見の相違による無用なトラブルの発生防止に努めるものとする。

2 少年相談専門員の運用

- (1) 少年相談専門員は、サポートセンターの行う業務のうち、サポート活動を行う少年の資質鑑別、担当少年補導職員への助言、ヤングテレホン及びサポートアドバイザーの運用等において中心的役割を果たすものとする。
- (2) 警察署長が少年相談専門員を派遣要請しようとするときは、本要綱の規定によるほか、福井県警察の少年相談専門員の設置及び運営に関する訓令（平成28年福井県警察本部訓令第25号）第7条の規定によるものとする。

別添

少年サポートセンター運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、少年サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 名称及び編成

- 1 サポートセンターの名称は「福井少年サポートセンター」とする。
- 2 サポートセンターは、福井県警察の組織に関する訓令（昭和63年福井県警察本部訓令第3号）に定める少年サポートセンター室長（以下「センター長」という。）、少年育成支援官及び同等の知識や技能を有する警察官をもって構成する。
- 3 少年育成支援官は、少年女性安全課に置く少年補導職員をもって充てる。

第3 任務

- 1 センター長は、少年女性安全課長の命を受け、サポートセンターに関する事務を行う。
- 2 課長補佐級の職にあるものは、少年女性安全課長の命を受け、センター長を補佐し、部下を指揮監督する。

第4 活動内容

- 1 サポートセンターは、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 継続補導又は継続的な支援を必要とする少年、その保護者等に対する専門的見地からの助言及び指導に関すること（以下「サポート活動」という。）。
 - (2) 少年相談に関すること。
 - (3) 街頭補導に関すること。
 - (4) 少年の規範意識の向上に関すること。
 - (5) その他特命に関すること。
- 2 サポートセンターは、活動を行うに当たり、児童相談所、学校等の関係機関等が当該少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームの積極的な活用に努めるとともに、平素より関係機関、少年警察ボランティア等と緊密な連携を図らなければならない。

第5 サポート活動

- 1 少年育成支援官は、少年相談活動、街頭補導活動等を通じて保護者等からサポート活動を依頼され、かつ、その必要性を認めるときは支援計画を策定の上、少年サポートカルテ（別記様式第1号）を作成し、これに当該保護者等から聴取したサポート活動依頼書（別記様式第2号）を添付して少年女性安全課長に報告するものとする。
- 2 少年育成支援官は、保護者等からサポート活動に関する意見を聴取する場合は、保護者等に対し、サポートセンターの活動内容、方法等について十分な説明を行うこと。
- 3 少年育成支援官は、サポート活動を行うに当たっては、当該保護者等と緊密な連携をとりながら、対象少年へのカウンセリング、環境調整、修学又は就労支援、社会参加活動等の体験活動への参加促進など、個々の少年に応じた多角的な支援活動を計画的に実施するものとする。

- 4 少年育成支援官は、支援計画の策定やその実施に当たっては、必要に応じて少年相談専門員及びサポートアドバイザー運用要綱の制定について（平成17年生少甲達第5号）に定めるサポートアドバイザーから専門的な助言又は指導を受けるなどして、効果的なサポート活動の実施に努めるものとする。
- 5 少年育成支援官は、サポート活動を行うに当たって必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者や少年警察ボランティア等に協力を求めること。
なお、少年警察ボランティアに協力を求めようとする場合は、対象少年の年齢、性別、性格、行状等を勘案し、対象少年に最も適した少年警察ボランティアを指定すること。特に、女性の対象少年への活動を行うに当たっては、原則、女性の少年警察ボランティアを指定すること。
- 6 対象少年及び保護者に係る個人情報や少年警察ボランティア等の協力者へ伝える場合には、事前に保護者の同意を得ておくものとし、伝える情報も支援に必要な最低限の情報にとどめるなど、その取扱いには慎重を期するものとする。
- 7 少年育成支援官は、少年サポートカルテにサポート活動の経過、方法等を記載してその実施状況を明らかにするとともに、少年女性安全課長に適宜報告してその指揮を受けるものとする。
- 8 少年育成支援官は、支援目標を達成するなどサポート活動を行う必要がなくなったと認めるとき、又は保護者等からサポート活動の中止の申出があったときは、その旨を少年女性安全課長に報告し、その指揮の下にサポート活動を終了するものとする。
なお、サポート活動の終了に当たっては、保護者等と十分な協議を行うものとし、保護者等がサポート活動の継続を要望する場合は、改めて少年相談活動等で対応するなどの配慮を行うこと。

第6 少年相談活動

- 1 電話及び面接による少年相談活動を円滑に行うため、サポートセンターに直通相談電話「ヤングテレホン」及び少年相談室を設置する。
- 2 面接による少年相談は、少年相談室で行うほか、場合によっては相談者の立場を考慮して、相談者の家庭、相談者が要望する場所その他落ち着いて相談のできる適当な場所において行うものとする。
- 3 少年育成支援官は、少年相談事案の内容からみて自己の判断で事案の解決を図ることができるものと認められるものについては、適宜指導、助言その他の援助を行うものとし、サポート活動を行うことが適当であると認めるときは、第5に規定する手続きを経てサポート活動に移行するものとする。

第7 街頭補導活動

- 1 センター長は、街頭補導活動を実施するに当たっては、非行情勢に沿った活動となるよう実態を把握分析の上、関係警察署、少年警察ボランティア及び関係機関と共同して行うなど、効果的かつ計画的な実施に努めなければならない。
- 2 少年育成支援官が街頭補導活動において発見した触法少年、ぐ犯少年、不良行為少年等については、関係警察署と必要な情報交換を行うなど、緊密な連携を図るよう努めなければならない。

第8 規範意識の向上啓発活動

- 1 センター長は、少年の規範意識を醸成し、家庭の教育力の高揚を図ることで非行を未然に防止するため、教育委員会や学校等の関係機関と緊密な連携をとり、非行防止教室等の効果的かつ計画的な実施に努めなければならない。
- 2 非行防止教室等の実施に当たっては、対象となる少年の年齢や発達段階に応じて理解しやすい内容・方法となるよう工夫するとともに、保護者の参加を得るよう働きかけたり、学校独自の事後学習の機会を設けるよう働きかけるなど、より効果的な実施となるよう努めるものとする。

なお、非行防止教室等の実施要領については、別に定める。

第9 活動結果報告

サポートセンターは、毎月の活動結果をサポートセンター活動結果報告書（別記様式第3号）に取りまとめた上、少年女性安全課長へ報告しなければならない。

第10 警察署長の措置

警察署長は、管内において、第4に掲げるサポートセンターの活動を必要と認めるときは、サポートセンター活動要請書（別記様式第4号）により少年女性安全課長に要請するものとする。

なお、サポート活動を要請するときは、原則として、サポート活動要望調査報告書（別記様式第5号）を添付するものとする。ただし、その内容を具備する少年事案処理簿及び少年カードの様式について（平成19年警察庁丙少発第41号）に定める少年事案処理簿等をもって代用することができるものとする。

第11 少年女性安全課長の責務

- 1 少年女性安全課長は、各警察署、関係機関、団体等との連携を図り、サポートセンターの効果的な運用に努めるとともに、警察署長から第10に掲げる要請を受けたときは、当該要請事項を誠実に処理するものとする。
- 2 少年女性安全課長は、サポートセンターの活動が積極的に推進されるよう、研修会等の開催、部外研修への参加等を計画的に行うとともに、少年育成支援官の任務遂行に必要な知識及び技術の向上に努めるものとする。

第12 サポートセンターの活動に係る書類の取扱い

別記様式第1号、同第2号及び同第5号については、少年女性安全課において事案ごとに保管するものとし、保存期間は当該少年が成人に達するまでとする。

第13 その他

- 1 サポートセンターに関する事務は、少年女性安全課において所管する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、サポートセンターの運営に関し必要な事項は、少年女性安全課長が定める。

別記様式省略